

東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方に関する専門家 検討会報告書概要

1 趣旨

緊急作業従事者の放射線被ばくによる健康影響を調査するための疫学研究の研究計画を策定するにあたり、留意すべき基本的な考え方をまとめた。

2 調査対象集団、研究手法等

- (1) 緊急作業従事者約2万人を調査対象集団と設定する。調査期間は、原則として調査対象者の生涯にわたるものとする。
- (2) 厚生労働省の運営する緊急作業従事者長期健康管理データベースに関する現況調査を活用し、調査対象集団を維持・追跡。
- (3) 研究対象となる健康影響(エンドポイント)は、固形がん、白血病、非がん疾病を可能な限り網羅し、心理的影響も含むべき。
- (4) 累積線量をばく露因子として設定し、様々な健康影響の量反応関係を調査することを基本としつつ、様々なばく露状況による区分を設けることも可能とする。
- (5) 調査手法としては前向きコホート調査を原則とする。
- (6) 研究結果のとりまとめに当たっては、統計上有意差のあった解析結果、十分な検出力がある統計的検定において有意差がなかった解析結果の双方について、明らかにする。

3 研究対象とする健康影響とその把握

- (1) 過去の研究において放射線影響の可能性があるとされている固形がん、白血病、非がん疾患を可能な限り網羅する。健康診断に加え、がん登録制度、人口動態調査等を組み合わせて調査。
- (2) 検査項目および検査頻度については、広島・長崎の原爆被爆者を対象に実施されている検査項目を参考に、法定健診や大臣指針¹で実施されている項目等も踏まえて決定されるべきであるが、技術の進歩に応じた項目の変更や追加が可能とする。
- (3) 心理的影響を適切に把握できる調査票を使用。

4 累積被ばく線量の把握

- (1) 被ばく線量は外部被ばく、内部被ばくともに将来の検証に耐えられるよう、一次資料を可能な限り原票の形で保管。被ばく線量については、「疫学研究の観点から採用する被ばく線量」を多角的に評価することが望ましい。
- (2) 被ばく実効線量が100ミリシーベルトを超える者に対して、染色体の検

¹ 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の増進のための指針（平成23年10月11日付け指針公示第5号）

査により、被ばく線量を生物学的に測定。

5 交絡因子の把握

- (1) 長期にわたる疫学研究であり、がんなど様々な要因により発症する疾病を調査対象とするため、交絡因子を適切に把握することは非常に重要。
- (2) 国内の既存研究で使用されている項目に加え、労働者への調査の特徴として、有害物質へのばく露歴の調査、学歴、職位、職業の調査が重要。

6 研究体制

- (1) 研究全体を統括管理する「統括研究機関」を指定した上で、その下に分野別に研究に協力する「協力研究機関」を設定。
- (2) 研究同意取得や生体試料の採取等を行う「委託健診機関等」を設定。

7 研究期間、評価、研究結果の公表

- (1) 研究期間は長期にわたるため、研究機関は5年に1回などの頻度で国際的な第三者委員会により評価を受けるべき。
- (2) 研究機関は研究結果を厚生労働省に定期的に報告するとともに、定期的に統括研究機関の刊行物において公表し、結果がまとまり次第、国際的学術誌において研究成果を発表すべき。